

△農業経営基盤強化促進法二段表(令和元年十一月一日現在)▽

		○農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)
		○農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百十九号)
		○農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和五十五年農林水産省令第二十四号)
	目次	
第一条 (目的) 第一章 総則	第一 章 総則(第一条—第四条)	
第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生	第二 章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等	
	第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想(第五条・第六条)	
	第二節 農地中間管理機構の事業の特例等(第七条—第十二条の十)	
	第三節 農地利用集積円滑化団体(第十一条の十一—第十二条の十五)	
	第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等	
	第一節 農業経営改善計画(第十二条—第十四条の三)	
	第二節 青年等就農計画(第十四条の四—第十四条の十二)	
	第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進(第十五回・第十六条)	
	第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等	
	第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施(第十七条)	
	第二節 利用権の設定等の促進	
	第一款 農用地利用集積計画(第十八条—第二十一条)	
	(二) 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例(第二十一条の二—第二十二条の五)	
	第三款 利用権設定等促進事業の推進(第二十二条)	
	第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条—第二十六条)	
	第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等(第二十七条)	
第五章 雑則(第二十八条—第三十四条)	第五章 雑則(第三十五条)	
第六章 罰則(第三十五条)	第六章 罰則(第三十五条)	
附則	附則	

			<p>活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		(責任)	
		(農業経営基盤の強化の実施)	
	<p>第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。</p>		
	(定義)		
	<p>第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p>		
一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）			
二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地			
三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地			

を除く。)

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地と  
することが適当な土地

2 この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい  
、青年等について「就農」とは、農業經營の開始又は農業  
への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業經營の開始  
）をいう。

一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう  
。次号において同じ。）

二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業經營を営  
む者となるために活用できる知識及び技能を有するもの  
として農林水産省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農  
林水産省令で定める要件に該当するもの

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効  
率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用  
の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところによ  
り、次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める事業をい  
う。

一 市町村、農業協同組合法（昭和二十二  
年法律第二百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の  
事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しく  
は一般財團法人で農林水産省令で定める要件に該当する  
もの 次に掲げる事業

#### （青年の年齢）

第一条 農業經營基盤強化促進法（以下「法」という。）第  
四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、  
原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

（効率的かつ安定的な農業經營を営む者となるために活用  
できる知識及び技能を有する者）

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める  
者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれか  
に該当する者とする。  
一 商工業その他の事業の經營管理に二年以上従事した者  
二 商工業その他の事業の經營管理に関する研究又は指導  
、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者  
三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者  
四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供  
の事業に三年以上従事した者  
五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する  
と認められる者

#### （法人の要件）

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める  
要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲  
げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められる  
ものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。

（農地利用集積円滑化事業を行う者の要件）  
第一条の四 法第四条第三項第一号の農林水産省令で定める  
要件は、次に掲げるものとする。

4 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地について利用権（農業上の利用を目的とする賃

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の經營若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。）

ロ 農用地等を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

ハ 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農

用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

二 前号に掲げる者以外の當利を目的としない法人（當利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの 農地所有者代理事業

一 市町村が社員となつてゐる一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となつてゐる一般財團法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。

二 その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

第一条の五 法第四条第三項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

二 その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の設定若しくは移転又は所有権の移転(以下「利用権の設定等」という。)を促進する事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。以下「利用権設定等促進事業」という。)

## 二 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

三 農用地利用改善事業(農用地に關し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいう。以下同じ。)の実施を促進する事業

四 前三号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

## 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

### 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業經營基盤強化促進基本構想

#### (農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的・經濟的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標  
三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
五 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

#### (農業経営基盤強化促進基本方針)

第一条 農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。) 第五条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

次に掲げる事項

- イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項
- ロ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

	<p>3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。</p> <p>4 基本方針は、農業振興地域整備計画その他の法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。</p> <p>7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
	<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。</p> <p>2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</li> <li>二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業從</li> </ul>
	<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第一条 法第六条第一項の基本構想は、前条の基本方針の期間につき定めるものとする。</p> <p>（基本構想の作成について意見を聴くべき者）</p> <p>第一条 市町村が法第六条第一項の規定により基本構想（同項の基本構想をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聴かなければならない。</p>

事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの新たに農業経営を

営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の指標

四 効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

五 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借貸の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の經營の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の經營の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

ロ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ハ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

二 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

第三条 法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
(基本構想に定めるべき事項)

一 利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移

転される利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)に掲げる事項を除く。）、農用地利用集積計画の作成の申出を行う農業協同組合及び土地改良区に関する事項並びに農用地利用集積計画の作成手続その他利用権設定等促進事業の実施に關し必要な事項

二 農用地利用規程の認定手続その他農用地利用改善事業

六 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を用する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

- 7 -

る事項

□ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするとときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

の実施を促進する事業の実施に関する必要な事項

三 法第四条第四項第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項（法第六条第二項第四号ハ及びニに掲げる事項を除く。）

四 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

第四条 削除

(基本構想の協議手続)

第五条 市町村は、法第六条第五項の規定により基本構想につき協議をしようとするときは、当該基本構想に第二条の規定により聽いた意見を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(基本構想の公告)

第六条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事の同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

(基本構想の変更)

第七条 第二条及び第五条の規定は、法第六条第五項の規定による基本構想の変更について準用する。この場合において、第五条中「第二条の規定により聽いた意見」とあるのは、「第二条の規定により聽いた意見及び基本構想の変更をすることを必要とする理由」と読み替えるものとする。

第一節 農地中間管理機構の事業の特例等

(農地中間管理機構の事業の特例)

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

一 農地売買等事業（農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。）

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを

行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号及び第十二条の十一第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は

資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は

株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

（事業規程）

第八条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関する農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

（事業規程の承認申請手続）

第八条 法第八条第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

- 一 事業規程
- 二 定款

（事業規程に定めるべき事項）

第九条 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七条第一号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

- イ 農用地等の買入れに関する事項
- ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ハ 農用地等の管理に関する事項

二 その他法第七条第一号に掲げる事業の実施方法に関する事項

イ 信託の引受けに関する事項

ロ 信託財産の売渡しに関する事項

ハ 信託財産の管理に関する事項

ニ 信託財産に係る損失の填補に関する事項

ホ 信託の終了に関する事項

へ信託と併せ行う貸付けに関する事項  
トその他法第七条第一号に掲げる事業の実施方法に関する事項

### 三 法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条  
第三項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）に対する出資及び持分又は株式の取得に関する事項  
ロ 農地中間管理機構が当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ その他法第七条第三号に掲げる事業の実施方法に関する事項

四 法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

五 農地利用集積円滑化団体並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 その他法第七条各号に掲げる事業の実施方法に関する事項

3 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

- 一 基本方針に適合すること。
- 二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

### （事業規程の承認基準）

#### 第十一条 法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準

は、次のとおりとする。

- 一 法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、農地利用集積円滑化団体並びに都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- 二 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。  
イ 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全

		<p>4 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を公告しなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。</p>
		<p>(承認の取消し)</p> <p>第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。</p> <p>二 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避</p>

		<p>(事業規程の公報)</p> <p>第十二条 法第八条第四項の規定による公報は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。</p> <p>(事業規程の変更等の手続)</p> <p>第十二条 第八条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。</p>
--	--	--

又は利用上必要な施設

口 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設ハ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

二 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して同号に掲げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

したとき。  
2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)

第十一條 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二条第一項及び第二項、第二十七条第一項並びに第三十条第一項の規定の適用については、同法第十三条、第二十二条第一項及び第二項並びに第三十条第一項中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六条中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第二十七条第一項中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

(指定)

第十一條の二 農林水産大臣は、農地中間管理機構の行う第七条各号に掲げる事業を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。  
4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは

(支援法人の指定の申請)

第十二条の二 法第十二条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 登記事項証明書
  - 二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - 三 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
  - 五 法第十一条の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
  - 六 法第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

(名称等の変更の届出)

第十二条の三 法第十二条の二第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する支援法人は、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければなら

、その旨を公示しなければならない。

ない。  
一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地  
二 変更しようとする日  
三 変更の理由

(業務)

第十一条の三 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他の農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。
- 二 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 三 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施のための助成を行うこと。
- 四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。
- 五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十一条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(支援法人の業務の一部委託の認可の申請)

第十二条の四 支援法人は、法第十一条の四第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 委託を必要とする理由
- 二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 委託しようとする法人の事務所の所在地
- 四 委託しようとする業務内容及び範囲
- 五 委託の期間
- 2 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 委託しようとする法人の定款
  - 二 委託しようとする法人の登記事項証明書

(業務規程の認可)  
第十五条の五 支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業

務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

#### （業務規程の記載事項）

第十二条の五 法第十二条の五第四項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

##### 一 被保証人の資格

##### 二 保証の範囲

##### 三 保証の金額の合計額の最高限度

##### 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度

##### 五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度

##### 六 保証契約の締結及び変更に関する事項

##### 七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

##### 八 保証債務の弁済に関する事項

##### 九 求償権の行使方法及び消却に関する事項

##### 十 業務の委託に関する事項

#### （事業計画等の認可の申請）

第十二条の六 支援法人は、法第十二条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

##### 一 事業計画書

##### 二 収支予算書

##### 三 前事業年度の予定貸借対照表

##### 四 当該事業年度の予定貸借対照表

##### 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 前項第一号の事業計画書には、法第十二条の三各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 第一項第二号の收支予算書は、収入にあつてはその性質  
、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十二条の七 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規定により事業計画又は收支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、收支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び收支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(区分経理の方法)

第十二条の九 支援法人は、法第十一条の六第二項の規定による事業報告書及び收支決算書の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

(報告徴収)

第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務又は資産の状況に關し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十一条の九 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十二条の十 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。


一 支援法人が第十二条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。

二 支援法人が第十二条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。  
農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

### 第三節 農地利用集積円滑化団体 (農地利用集積円滑化事業規程)

第十二条の十一 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めることにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関する農林水産省令で定める事項を定めるものとする。  
3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合するものであること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つてゐる者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものないこと。

三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

(農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続)  
第十二条の十 法第十一条の十一第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

- 一 農地利用集積円滑化事業規程
- 二 法第四条第三項第一号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人につては、定款
- 三 法第四条第三項第二号に掲げる者につては、定款又は規約

(農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項)

第十二条の十一 法第十一条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）ロ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- 二 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。次号において同じ。）イ 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項ハ 農用地等の管理に関する事項
- 三 法第四条第三項第一号ハに掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

四 事業実施地域に関する事項  
五 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六 その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(農地利用集積円滑化事業規程の承認基準)

第十二条の十二 法第十一条の十一第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員をしているものであること。

二 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。

三 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有しているものであること。

四 前各号に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確實に実施すると認められるものであること。

五 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、第十条第二号イからニまでに掲げるものであること。

七 第十条第二号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

	<p>5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。</p>
	<p>第十一条の十二 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。</p>
	<p>（農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続）</p> <p>第十二条の十四 第十二条の十の規定は、法第十一条の十二第一項の規定による承認について準用する。</p>
<p>（委任の申込みに応ずる義務）</p> <p>第十一条の十四 第十二条の十一第一項の承認を受けた者は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）であつて、農地所</p>	<p>第十一条の十三 同意市町村は、その区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の十一第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。</p> <p>3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。</p> <p>4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。</p> <p>5 第十二条の十一第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</p>

（農地利用集積円滑化事業規程の公告）

第十二条の十三 法第十二条の十一第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。

第十一条の十三 同意市町村は、その区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の十一第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十二条の十一第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

(準用)

第十五条 第十一条の八から第十二条の十までの規定は、第十一条の十一第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第十一条の八から第十二条の十までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第十一条の八及び第十二条の九中「第十一条の三各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条の十第一項中「第十一条の二第一項の規定による指定」とあるのは「第十一条の十一第一項の承認」と、同項第一号中「第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財團法人又は同項第一号に掲げる者（農地売買等事業を行つている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財團法人）でなくなつた」と、同条第二項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。

### 第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等

#### 第一節 農業経営改善計画

(農業経営改善計画の認定等)

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適當である旨の認定を受けることができる。  
前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

(農業経営改善計画の認定申請手続)  
第十三条 法第十二条第一項の農業経営改善計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

四 その他農林水産省令で定める事項

3

第一項の農業經營改善計画には、当該農業經營を営み、若しくは営もうとする者から当該農業經營に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業經營の円滑化に寄与する者が当該農業經營の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業經營改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 同意市町村は、農業經營改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。

（農業經營改善計画の認定基準）  
第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その農業經營改善計画の達成される見込みが確実であること。

二 その農業經營改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業經營改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業經營改善計画を作成した者の農業經營の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業經營改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業經營改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

三 その農業經營改善計画に、法第十二条第三項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者

		<p>等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業經營改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業經營改善計画を作成した者の農業經營の改善に寄与する者として当該農業經營改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合には、当該役員が次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。</p> <p>ロ 当該役員が当該農業經營改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。</p> <p>2 同意市町村が農業經營改善計画が前項第二号又は第三号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>
		<p>（農業經營改善計画の認定の有効期間）</p> <p>第十五条 法第十二条第一項又は第十三条第一項の認定の有效期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して五年とする。</p>
2	<p>（農業經營改善計画の変更等）</p> <p>第十三条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業經營改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならぬ。</p>	<p>2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業經營改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（次条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業經營を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
3		<p>前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定に</p>

について準用する。

(農地法の特例)

第十四条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは、「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは、「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」とする。

2 前項の場合において、認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは、「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人の理事等」と、「次号において同じ。」とあるのは、「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等（当該認定計画に従つてその法人に出資しているものに限る。）の役員が理事等」とする。

(資金の貸付け)

第十四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(研修の実施等)

第十四条の三 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

## 第一節 青年等就農計画

(青年等就農計画の認定)

第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）

二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

三 前号の目標を達成するため必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間)  
第十五条の二 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(青年等就農計画の認定申請手続)

第十五条の三 法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

第十五条の四 第十四条の農林水産省令で定める期間

(法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間)  
第十五条の二 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(青年等就農計画の認定基準)

第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。

二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十一条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。

(青年等就農計画の認定の有効期間)

第十五条の五 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。

(青年等就農計画の変更等)

第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためによるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(公庫が行う貸付け)

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定就農者に対し、青年等就農資金（認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをいいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

二 認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融资機関（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第

(融資機関)  
第三条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。

三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十四条の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

3 第一项の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同项各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ）、（ロ又はニ）に定める者」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、（ロ若しくはニ）に定める者は当該認定就農者）」と、同项第九号中「の業務」とあるのは「この業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化

「促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

(貸付金の利率、償還期限等)

第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。次条第一項において同じ。）は十七年以内、据置期間は五年以内で公庫が定める。

(融資機関が行う貸付け)

第十四条の八 公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十八年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。

(政府が行う利子補給)

第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。）を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

(政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結)

第四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）  
第十四条の十 株式会社日本政策金融公庫法別表第八号  
の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農

計画に従つて第十四条の四第一項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかるわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

(青年農業者等育成センター)

第十四条の十一 都道府県は、新たに就農をしようとする青年等及び青年等（第四条第二項第三号に掲げる者を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの青年等の就農に関する相談に応じ、並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（次条第一項において「青年農業者等育成センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(国等の援助等)

第十四条の十二 国、地方公共団体、青年農業者等育成センターとしての機能を担う者及び農業に関する団体は、相互に連携協力し、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。  
2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青年等の就農の促進を図るため、青年等に対する農業の技術又は経営方法の習得を支援するための措置、新たに農業経営を営む青年等の農業経営を確立するための措置その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二節 認定農業者等への利用権の設定等の促進

第十五条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等）に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。（以下同じ。）

は、認定農業者若しくは認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るために農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等につ

いてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合に限る。）

若しくは農地中間管理機構が行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業の実施が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）の同意を得て、当該農地利用集積円滑化団体等を含めて当該調整を行うものとする。

- 3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるとときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- 4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に對し要請するものとする。

第十六条 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

- 2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正當な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

## 5

第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を利用集積円滑化団体等以外の者に譲り渡してはならない。

## 6

第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買い入れた農地利用集積円滑化団体等は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者又は認定就農者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

#### 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

##### 第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施

第十七条 同意市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとする。

2 同意市町村は、市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする。

##### 第二節 利用権の設定等の促進

###### 第一款 農用地利用集積計画

###### (農用地利用集積計画の作成)

第十八条 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

###### (農用地利用集積計画の作成)

第十六条 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積計画を定めようとするとときは、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進並びに基本構想において定められた法第六条第二項第五号イ(1)の要件を備える者の農業経営の改善及びその安定を図ることを旨として、当該農用地利用集積計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

2 同意市町村は、農用地について共有持分を有する者であつて当該農用地の管理を行つているものからの作成の申出によつて法第十八条第一項の規定により農用地利用集積計画（存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。）を定めようとする場合は、それ以外の場合において農用地利用集積計画を定めるときと同様に、適

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）
- 二 前号に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有者、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあつては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の經營の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の經營の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法
- 五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法
- 六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

## 七 その他農林水産省令で定める事項

**(農用地利用集積計画に定めるべき事項)**

第十七条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

切な配慮をするものとする。

第五条 法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主

二 次条第一号から第四号までに掲げる場合及び同条第五号の農林水産省令で定める場合において利用権の設定等を受ける者

農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農地所有適格法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）の全てを備えることとなること。ただし、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は第七条第一号に掲げる事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十二条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、そては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第二十条の二第一項第三号において同じ。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）  
第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときには、そ

の法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。

一 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第一項第二号に掲げる業務の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

二 地方公共団体が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため利用権の設定等を受ける場合

三 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他當該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

四 農地法施行令第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を當該法人が行う同号に規定する農地の利用に供するため利用権の設定等を受ける場合

四 前項第一号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4 同意市町村は、第十五条第四項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかるわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的
- 二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的
- 三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集團化と相まって農用地の利用の集積を図る目的

定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合  
五 その他農林水産省令で定める場合

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第十八条 農業經營基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第六条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるとき）にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときとする。

一 耕作又は養畜の事業を行ふ個人又は農地所有適格法人

が対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

二 農地利用集積円滑化団体が第一条の四第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業（法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。）の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

三 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行つため利用権の設定等を受ける場合であつて、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行ふ農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）が対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

五 生産森林組合（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うものに限る。）が対象土地を農用地以外の土地として同号に掲げる事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

六 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項各号に掲げる事業（同項第六号に掲げる事業を除

く。」を行う法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

七 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第六号、第八号又は第九号に掲げる法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的

二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的

三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集團化と相まって農用地の利用の集積を図る目的

(農用地利用集積計画の公告)

第十九条 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第二十条 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

第二十条の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該

(農用地利用集積計画の作成の申出)

第十九条 法第十八条第五項の規定による申出は、当該申出をしようとする農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善事業を行う団体、農業協同組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするものとする。

(農用地利用集積計画の決定の公告)

第二十条 法第十九条の規定による公告は、農用地利用集積計画を定めた旨及び当該農用地利用集積計画（第十七条に規定する農業経営の状況を除く。）について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

当するときは、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

一 その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないと認めるとき。

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に當時従事していないと認めるとき。

同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

一 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

3 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、

農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、第二項の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

5 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規定する条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は第二項の規定による農用地利用集積計画の取消しがあつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農用地利用集積計画の取消しの公告)

第二十条の二 法第二十条の二第三項の規定による公告は、農用地利用集積計画のうち法第二十条の二第二項各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

**第二十一条** 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

### 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

（不確知共有者の探索の要請）

**第二十一条の二 同意市町村の長は、農用地利用集積計画（存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第二十一条の四において同じ。）を定める場合において、第十八条第二項第二号に規定する土地のうちに、同条第三項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができる。**

農業委員会は、前項の規定による要請を受けた場合には、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

（不確知共有者の探索の方法）

**第七条 法第二十一条の二第二項の政令で定める方法は、共有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不確知共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。**

一 当該共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること。

二 当該共有者不明農用地等を現に占有する者その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

（不確知共有者関連情報を保有すると思料される者）

**第二十条の三 令第七条第一号の農林水産省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。**

一 当該共有者不明農用地等を現に占有する者

二 農地法第五十二条の二の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者

三 当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者であつて知っているもの

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

四 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

（不確知共有者関連情報の提供を求める方法）

第二十条の四 農業委員会は、令第七条第四号の規定により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求める場合には、次に掲げる措置をとる方法によるものとする。

一 令第七条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあつては、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。

二 前号において確認した相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

三 登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合にあつては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。

四 登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合にあつては、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適切な方法により当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

（共有持分を有する者を特定するための措置）

五 前各号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に対して、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（共有持分を有する者を特定するための措置）

第二十条の五 令第七条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料

<p>(共有者不明農用地等に係る公示)</p> <p><b>第二十一条の三 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の規定による要請に係る探索を行つてもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、同意市町村の定めようとする農用地利用集積計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。</b></p> <p>一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積</p> <p>二 共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨</p> <p>三 共有者不明農用地等について、農用地利用集積計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨</p> <p>四 前号に規定する権利の種類、内容、始期、存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法</p> <p>五 不確知共有者は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができるものとみなす旨</p> <p>六 不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。</p> <p>(不確知共有者のみなし同意)</p> <p><b>第二十一条の四 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。</b></p>	<p>(共有者不明農用地等に係る公示)</p> <p><b>第二十一条の三 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の規定による要請に係る探索を行つてもなお共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、共有持分を有する者と思料される者を訪問する措置によることができる。</b></p> <p>試みたことを証明することができる方法によつて送付する措置とする。ただし、当該共有者不明農用地等の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、共有持分を有する者と思料される者を訪問する措置によることができる。</p>
<p>(不確知共有者からの申出)</p> <p><b>第二十条の六 法第二十一条の三第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。</b></p> <p>一 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該申出に係る共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積</p> <p>三 当該申出の趣旨</p>	<p>(不確知共有者からの申出)</p> <p><b>第二十条の六 法第二十一条の三第五号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。</b></p> <p>一 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該申出に係る共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積</p> <p>三 当該申出の趣旨</p>

## (情報提供等)

**第二十一条の五** 農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第二十一条の三の規定による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**第三款 利用権設定等促進事業の推進**

**第二十二条 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他協力をを行うよう努めるものとする。**

**第三節 農用地利用改善事業の実施の促進**

## (農用地利用規程)

**第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第五号ロに規定する基準に適合する区域をその地区としつゝ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。**

**2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。**

## 一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

## 二 農用地利用改善事業の実施区域

## 三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

## 四 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他業の効率化に関する事項

## 五 認定農業者に対する農用地の利用関係の改善に関する事項

## (定款等の記載事項の基準)

**第八条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められていること並びにこれらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合するものであることをとする。**

### 六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所  
二 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標  
三 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなけれ

#### （特定農業団体の要件）

第九条 法第二十三条第四項の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 前条に規定する基準に従つた定款又は規約を有していること。

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であつて、農林水産省令で定める基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）  
第二十条の七 令第九条第一号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 農業経営を営む法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日前であること。  
二 その団体が農業経営を営む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。  
三 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、

ば、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。

9 特定農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構に対し、農用地利用改善事業に關し、必要な助言を求めることができる。

7

三 その他農林水産省令で定める要件

四 他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

#### （特定農業団体の要件）

かつ、その額が、同意市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

四 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

第二十条の八 令第九条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 耕作又は養畜を行うことを目的とするものであること。
- 二 その耕作又は養畜に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。
- 三 その耕作又は養畜に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

#### （農用地利用規程の認定の公告）

第二十一条 第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項で準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

#### （農用地利用規程の認定の公表）

第二十一条の二 令第十条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

- 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 延長の期間
- 三 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要とする理由

(農用地利用規程の特例)

第二十三条の二 前条第一項に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域（第八項において「農用地区域」という。）内に限る。以下この条において同じ。）を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

2 前項の規定により定める農用地利用規程においては、前条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

三 農地中間管理事業の利用に関する事項

- 四 その他農林水産省令で定める事項

3 同意市町村は、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程について前条第一項の認定の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用規程について、同意市町村に意見書を提出することができる。

4 同意市町村は、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程について前条第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が同条第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、同条第一項の認定をしてはならない。

一 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者（以下この条において「所有者等」という。）の三分の一以上の同意が得られていること。

二 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の

（法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の公告）

第二十一条の三 法第二十三条の二第三項の規定による公告は、法第二十三条第一項の認可の申請があつた旨及び当該申請に係る農用地利用規程について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

申出があつた場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

5

前条第一項に規定する団体が、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程について同条第一項の認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行つてはならない。

6 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

7

前項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が前条第一項の認定を受けた農用地利用規程（第一項に規定する事項が定められているものに限る。）に係る農用地利用改善事業の実施区域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全部を満たすほか、当該農用地利用規程の有効期間が満了している場合に限り、することができる。

9 第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

10 同意市町村の長は、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程に係る認定団体に対し、農用地利用改善事業の実施状況に関し必要な報告をさせることができる。

（使用及び収益を目的とする権利）

第二十一条の四 法第二十三条の二 第五項の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利は、農地法第三条第一項本文に規定する権利（所有権を除く。）（仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供するために取得するものを除く。）とする。

第二十一条の四 法第二十三条の二 第五項の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利は、農地法第三条第一項本文に規定する権利（所有権を除く。）（仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供するために取得するものを除く。）とする。

#### （利用権の設定等の対価の算定方法）

第十一条 法第二十三条の二第七項の対価は、利用権の設定等を行う農用地の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件

等を行つてその農業事情がその農用地に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地（以下この項において「周辺類似農用地」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地及び利用権の設定等を行う農用地に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

- 一 位置
- 二 形状
- 三 環境
- 四 収益性
- 五 形成上の諸要素

2 前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。

一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地の価格

二 利用権の設定等を行う農用地の所有者がその農用地の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三 その農用地についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一條第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額

（法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間）

第十二条 法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間は、当該農用地利用規程が法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。

(農用地利用規程の変更等)

第二十四条 認定団体は、第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業經營を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業經營を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

3 同意市町村は、認定団体が第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて農用地利用改善事業を行つていないとその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第二十三条第三項及び第六項並びに前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、第二十三条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(特定農業団体の組織の変更に係る通知)

第二十一条の五 法第二十四条第一項ただし書の規定による特定農業団体の組織の変更是、特定農業団体が、あらかじめ、当該特定農業団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をしてするものとする。

(農用地利用規程の軽微な変更)

第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更是、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

第十三条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。  
一 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなつたこと。

二 法第六条第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

第二十五条 前三条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### (農用地利用規程の認定申請手続)

第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一定款又は規約

二 地区及び当該地区内の農用地につき法第十八条第三項第四号の権利を有する者の当該団体への加入状況を記載した書面

三 当該申請について総会その他の議決機関で議決をしたことを証する書面

四 特定農用地利用規程の申請にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面

五 特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 法第十二条第一項の認定を受けた特定農業法人 法第十三条第二項に規定する認定計画

ロ イに掲げる特定農業法人以外の特定農業法人 法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日までに行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画

六 特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面

イ 特定農業団体の定款又は規約

ロ 令第九条第二号に規定する計画

ハ 第二十条の七第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面  
2 前項の規定は、法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定の申請について準用する。

(農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者)

第二十四条 第二条の規定は、法第二十三条第一項の規定による農用地利用規程の認定又は法第二十四条第一項の規定に

による農用地利用規程の変更の認定について準用する。

(特定農用地利用規程の変更の届出)

第二十五条 法第二十四条第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業経営を営む法人となつたことを証する書面を添えてしなければならない。

(勧奨についての配慮)

第二十五条の二 法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を作成し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農業の委託が行われるよう配慮することができる。

一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項に規定する交付金

二 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第一項に規定する交付金

三 水田活用直接支払交付金

(勧奨等)

第二十六条 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

2 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地の周辺の当該区域内における農用地の利用の程度がそらく劣つていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等

第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善を図るため、農作業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるものとする。

第五章 雜則

(農業協同組合法等の特例)

第二十八条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めることによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなつた農業協同組合の組合員たる個人（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。）は同項の規定にかかわらず、同法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項の規定は、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めることによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三条第一項において準用する同法第二十二条第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。）について準用する。

第二十九条 第二十三条第一項の規定に適合する農事組合法人は、同項の認定を受けたときは、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかわらず、農用地利用改善事業を行うことができる。

2 前項の規定により農用地利用改善事業を行う農事組合法人は、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかる、土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業を行うことができる。この場合においては、当該農事組合法人を土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合となして、同法の規定を適用する。

(資金の貸付け)

第三十条 国は、都道府県が農地中間管理機構に対し、その行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業をする費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。  
2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、

(償還方法)

第十五条 法第三十条第一項の国又は都道府県の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、その償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(土地改良法施行令の特例)

第十四条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の規定を適用する。

(土地改良法施行規則の特例)

第二十六条 法第二十九条第一項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の規定を適用する。

<p>(法人化の推進等)</p> <p>第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(援助)</p> <p>第三十一条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(認定農業者及び認定就農者に関する情報の利用等)</p> <p>第三十二条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する認定農業者及び認定就農者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。</p>	
			<p>2 都道府県は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。</p> <p>一 貸付けの目的以外の目的に使用したとき。</p> <p>二 貸付金の償還を怠つたとき。</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。</p> <p>3 都道府県が、農地中間管理機構に対し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十二条の六第一項の規定により貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第二百四十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。</p>

(農業委員会等の協力)

第三十三条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(権限の委任)

第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(事務の区分)

第三十四条 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十二条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条及び第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十五条 第二十三条の二第五項の規定に違反して同項の権利の設定又は移転を行つた者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第十六条第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 (政府が行う利子補給等)  
政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ

附 則  
(施行期日)  
1 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年九月一日）から施行する。

か

安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができる。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年度以内とする。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとなるないようにしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

2

法附則第八項の政令で定める農用地の改良又は造成は、当該農用地の改良又は造成に関する事業の施行に係る地域において、農林水産大臣の定める基準に適合する農業者は農業者の組織する団体が当該事業の完了する以前において利用権の設定等又は農作業の委託を受けると見込まれる農用地の面積が農林水産大臣の定める基準に適合するものであることとする。

3

第四条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同

条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

別表第一（第六条関係）	
農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）	法第十八条第三項第一号イに掲げる要件
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	法第十八条第三項第一号イに掲げる要件

別表（第十八条関係）

木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
農用地の用に供される土地（開発して農用地の用に供されうことができると認められること。）	その土地を効率的に利用することができると認められること。

開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。) ること。

別表第二（第一五条関係）

資金の種類	償還期間	据置期間
一 法第七条第二号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	五年以内	一年以内
二 法第七条第三号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	二十五年以内	一年以内

第四条 附 則（平成二十五年法律第二百二号）抄  
次の各号に掲げる旧農地保有合理化事業の実施については、当該各号に定める日以後も、なお従前の例による。

一 この法律の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業

二 （略）

- 2 前項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、第二条の規定による改正後の農地法（附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる者とみなす。
- 4 施行日前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、附則第十四条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第七十二条の十一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる者とみなす。
- 5 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業についての旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧農地保有合理化法人が受けた附則第十七条の規定による改正前の特定農地貸付けに関する法律（平成元年法律第五十八号。以下この項において「旧特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての旧特定農地貸付法第四条に規定する農地法の特例及び旧特定農地貸付法第六条に規定する土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の特例については、なお従前の例による。